

平成27年5月8日
復興庁

被災地における学校の復旧等の促進について

学校の復旧については、東日本大震災による被災を受けた2,307校のうち、平成26年度末時点で2,254校がすでに復旧済であり、現在被災地3県で校舎を復旧中であるものは39校（27事業）までに至っています。

残る事業について、今後の復旧を円滑に進めるため、文部科学省及び国土交通省と連携して、別紙のとおり対応方策をとりまとめたので発表いたします。

計画から工事実施までの各段階において、円滑に事業が進むよう、地方公共団体を支援して参ります。

別紙1：学校復旧についての今後の対応方策

別紙2：「用地加速化支援隊」による市町村支援

別紙3：「工事加速化支援隊」等による市町村支援

別紙4：公共建築工事に係る被災市町村からの事前相談受付について

【連絡先】

復興庁 インフラ構築班 笹森、美濃部、工藤

電話：03-5545-7385

文部科学省事業担当 大西、金子

電話：03-5545-7249

学校復旧についての今後の対応方策

1. 東日本大震災の学校の復旧の進捗状況

全国で東日本大震災の被害を受けた 2,307 校のうち、2,254 校がすでに復旧済。（平成 26 年度末時点、復旧率 98%）

2. 現在の災害復旧状況のまとめ

被災地三県において復旧途上にある校舎新築事業は計 27 事業（39 校）。
（※統合等による同一敷地での整備は 1 事業として計上）

現在復旧中のものが遅れてきた原因としては、計画の策定段階における遅れが最も多く、それ以降の段階では用地取得、用地造成の遅れによるもの、入札不調によるもの等がある。

3. 学校の復旧を円滑に進めるための今後の対応について

（1）計画策定段階（3 事業）

- ・復興庁と文科省が実情をヒアリングし、必要に応じて地元の調整や計画策定を支援。

（2）用地取得段階（0 事業）

- ・これまでに用地取得等による遅れが発生していたが、復興庁の「用地加速化支援隊」等の支援もあり、現時点では用地取得にかかる課題はほぼ解決している。

（3）用地造成段階（5 事業）

- ・復興庁の「工事加速化支援隊」が国土交通省と連携し、用地造成工事の加速化を支援。

（4）工事発注段階（10 事業）

- ・入札段階で遅れが生じないよう対処する必要。
- ・労務・資材費の高騰分も含め、学校の復旧等にかかる経費については、地方公共団体に懸念がないよう必要額を確保。
- ・また、今後発注する事業について、国土交通省と連携し、公共建築相談窓口にて事前相談を受け付け、営繕積算方式の普及等の支援を実施。

（5）工事施工段階（9 事業）

- ・復興庁の「工事加速化支援隊」が国土交通省と連携し、個別地区ごとの課題解決に向け、きめ細かく支援を実施。

用地取得等に困難な課題を抱える市町村の個別具体の事案の解決を支援するため、平成26年2月に関係省庁からなる「用地加速化支援隊」を創設。

背景・必要性

- 平成25年10月、用地取得手続を画期的に短縮する「用地取得加速化プログラム」をとりまとめ。
- しかし、市町村の現場においては、加速化措置を十分に活用しきれていない場合も。
- 取得が困難な原因・事由等は個別性が強く、その解決にはノウハウ提供、事例提供以上の踏み込んだ新たな取り組みが必要。

⇒ 用地加速化支援隊の創設

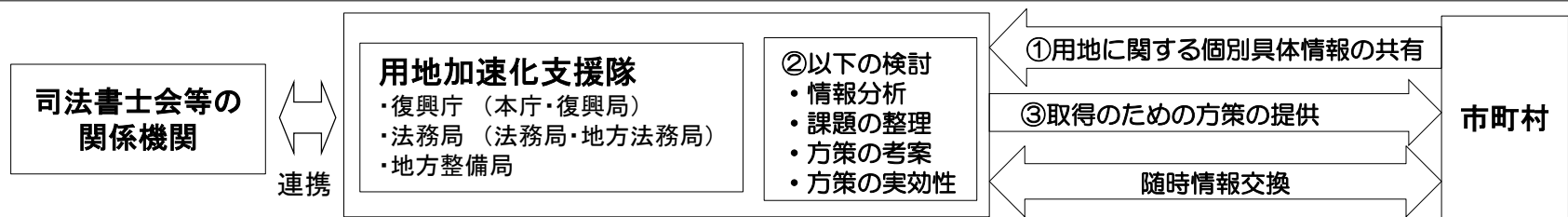
ねらい・活動内容

- 取得が困難な用地※を対象に、個別の土地を巡る課題の解決を市町村とともに進める。
※相続手続未了、相続人多数、共有者多数、古い担保権など
- 具体的には、対象となる土地の登記記録、図面、戸籍、相続、地権者の意向等の個別具体の情報を市町村から聞き取り、復興庁(本庁・復興局)、法務局、地方整備局が、関係機関と連携し、行政手続、司法手続、民間の実務など、多様な専門的知識を活用して課題の解決を図っていくもの。
- 復興庁で採用し被災市町村に駐在する司法書士とも連携。

体制・活動実績

- 関係省庁の職員約30人で構成。課題に応じた専門家2～3名により、これまで12市町に延べ62回訪問（平成27年3月）。
- 具体的には、以下の実務を支援することにより、供用時期を見据えた用地取得マネジメントを展開。
 - ・財産管理制度の活用
 - ・権利調査業務、登記業務等の外注
 - ・土地収用制度の活用 等

（参考）
体制図



被災者に安心できる住まいを一日でも早く一戸でも多く確保するため、県・市町村の「工事实施段階」の課題解決に向け、復興庁に平成26年8月に「工事加速化支援隊」を創設（国土交通省住宅局・都市局、水産庁と連携。）平成26年11月より、学校・病院等の公共建築物についての課題把握も実施。

背景・必要性

- 復旧・復興事業のステージが「計画策定」「用地取得」から「工事实施」の段階に移行
- 「工事实施段階」では個別具体の課題が現場で発生
- 災害公営住宅や高台移転の事業主体である県・市町村が掲げる目標どおりの完成に向け、直接市町村へ出向き、個別地区ごとの課題に対し、きめ細かく支援を行う工事加速化支援隊を創設

ねらい・活動内容

- 復興庁の市町村担当参事官等・復興局で構成する工事加速化支援隊が、国交省（住宅局・都市局）・水産庁と連携し、直接県・市町村に出向いて遅延状況やその理由、今後の見通し等について聞き取り、支援を行う。
 - ① 5弾に及ぶ加速化措置（総合対策を含む）を周知する。
 - ② 市町村独自の有効な取組の横展開を図る。
 - ③ 個別の現場ごとに対応・解決を図る。
 - ④ 必要に応じて隘路となっている制度の改善・改正の検討を行う。
 - ⑤ 公共建築物について課題を把握した場合、各所管省庁及び国交省（官庁営繕部）に支援を要請。

26年度:3県・26市町村を35回訪問

27年度:5月から訪問開始

工事の加速化に向けて、各省や各県で対応した内容

- 建築着工の短縮につながる取組を岩手県及び県内の開発許可権限が委譲されている8市町（9市町村中）に拡大
 - ・敷地に接する道路の路盤及び排水工事が完成すれば、造成工事の完了前でも、災害公営住宅や民間住宅の建築着工が可能
- 建築確認の早期化につながる取組を宮城県内全域に拡大
 - ・接道要件について、取付道路の築造状況等に応じて、建築確認が可能
- 被災地の工事の状況等を踏まえ、災害公営住宅の標準建設費を引上げ（H27年1・4月）、公共工事設計労務単価を前倒し改訂（H27年2月）
 - ・被災地の実情に合わせた単価を反映
 - ・軟弱地盤等の特殊な条件に対応するための特例加算の限度額を廃止（災害公営住宅の標準建設費）

復興の進捗に伴い本格化する学校等の公共建築工事について、より一層、円滑な施工確保を図るため、被災市町村から、発注準備段階からの相談(事前相談)を受け付け、きめ細やかな支援を強化する。

(1) 復興庁は、

①学校等の公共建築物に係る個々の事業スケジュールや進捗状況・課題について、被災市町村からの情報や公表されている発注見通し、関係省庁からの予算支援に係る情報等を基に把握する。

このうち特に重点的に支援すべき事業について、発注に至るまでの十分な準備期間を見込んだ上で、国土交通省に情報提供する。

②被災市町村の各発注担当部局に対して、「公共建築相談窓口」の紹介を行う。

(2) 国土交通省は、

①復興庁からの情報提供及び被災市町村の意向を踏まえ、「公共建築相談窓口」において、個々の事業の発注準備段階からの相談(事前相談)を受け付け、「営繕積算方式」の活用等についてきめ細やかに助言・支援を行う。

その際、予算確保に係る問題点等の情報を得た場合は復興庁に伝達する。

②建設業団体に対して、(1)及び(2)①の取組を周知する。

(3) 建設業団体は、

(1)及び(2)①の取組を含めた「営繕積算方式」等について、各支部等を通じ、地元被災市町村への情報提供を行う。

